

あいら農業協同組合 本所・国分支店駐車場管理要領

第1章 総 則

(通 則)

第1条 本要領は、あいら農業協同組合（以下「当組合」という。）が運営する、あいら農業協同組合本所・国分支店駐車場（以下「駐車場」という。）の管理に関し必要な事項を定める。

(駐車場の名称等)

第2条 駐車場の名称、駐車場管理者の名称は下記のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------------|
| ① 駐車場の名称 | あいら農業協同組合 本所・国分支店駐車場 |
| 所在地 | 鹿児島県霧島市国分中央三丁目3番10号 |
| ② 駐車場管理者の名称 | あいら農業協同組合 |
| 所在地 | 鹿児島県霧島市国分中央三丁目3番10号 |
| 電話 | 0995(55)7300(代表) |

(管理体制)

第3条 駐車場の管理・運営における統括部署を総務部総務課とし、管理担当参事を統括管理者（以下「管理者」という。）とする。

(契約の成立)

第4条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この要領を承認の上、駐車場を利用するものとする。

(営業時間)

第5条 駐車場の営業時間は、24時間とする。

(時間制利用の利用期間)

第6条 駐車場の1回の利用は、駐車券を受け取った日から起算して7日目の24:00までを限度とする。但し、やむを得ない場合には、管理者の判断によりこれを延長することができる。

(営業休止等)

第7条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、浸水、施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- (2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
- (3) 前各号に掲げる場合の他、管理者が営業を休止する必要があると判断する場合

(駐車可能車両)

第8条 駐車場に駐車することのできる車両（自動二輪を含む。以下同じ。）は、取付物を含めて長さ12m、幅3.5m、高さ3.8m以内の車両に限る。

第2章 利 用

(駐車場の入出等)

- 第9条 車両が入庫するときは、入庫管理機器において駐車券の交付を受け、指定された駐車位置に駐車するものとする。
- 2 車両が出庫するときは、出庫管理機器において駐車券を返納し、駐車料金を納付した上で、出庫するものとする。
 - 3 第21条に定めるICカードによる利用者は、ICカードを入出庫管理機器のカードリーダーにかざし入出庫するものとする。
 - 4 管理者は駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

- 第10条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

- 第11条 利用者は、駐車場内の車両通行に関して、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 走行中は徐行すること
 - (2) みだりに他の車両の進路を妨げ、又は他の車両を追い越さないこと
 - (3) 出庫する車両の通行を優先すること
 - (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること
 - (5) 標識・標示、及びJAあいら職員（以下「職員」という。）の指示に従うこと

(遵守事項)

- 第12条 前条に掲げるものの他、利用者は駐車場内において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 場内における喫煙や飲酒、火気の使用は原則禁止とすること
 - (2) 場内にごみを捨てないこと
 - (3) 爆発物やその可能性があるもの、その他の危険物等を持ち込まないこと
 - (4) 管理者が指定した駐車位置以外に駐車しないこと
 - (5) 他の利用者の駐車位置や車両、駐車場管理機器にみだりに触れたり、立ち入らないこと
 - (6) 場内でのアイドリング・空ふかし・大音量でのカーステレオ・乱暴なドアの開閉・大声での会話等、騒音を発する行為をしないこと
 - (7) 場内において宿泊しないこと
 - (8) 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生した際には直ちに職員、又は駐車場管理機器に備え付けのインターホンから管理者へ連絡を行うこと
 - (9) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること
 - (10) 前各号に掲げるものの他、当組合の業務、又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと
- 2 管理者は、利用者が前項各号に違反した場合、退去等の措置を講ずることがある。

(入庫拒否)

- 第13条 管理者は、駐車場が満車である場合は新規入庫を停止するほか、次の各号に該当する場合には駐車を拒否することができる。
- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物等を滅失、き損、又は汚損するおそれのあるとき

- (2) 引火物、爆発物その他の危険物等を積載し、又は取り付けているとき
 - (3) 著しい騒音や排気ガス若しくは臭気を発するとき、又は発するおそれのあるとき
 - (4) 非衛生的なものを積載若しくは取付けているとき、又は液汁を出し、若しくは積載物をこぼすおそれのあるとき
 - (5) 運転者が酒気を帯び、又は無謀な運転をするおそれがあるとき
 - (6) 無登録車両、車検切れの車等、一般道路を走行することが禁じられている車両のとき
 - (7) 暴力団関係者その他の反社会的勢力関係の車両であるおそれがあるとき
 - (8) 過去に前各号に掲げる事由で入庫を拒否されたことがあるとき
 - (9) その他駐車場の管理上特に支障があるとき
- 2 管理者は、前項に該当する車両が入場した場合、退去等の措置を講ずることがある。

(出庫拒否)

第14条 管理者は、次の各号に該当する場合には、車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由もなく駐車券を返納しないとき
- (2) 利用者が出庫時に所定額の駐車料金を納付しないとき、又はICカードを提示しないとき
- (3) 第15条に規定する措置をとるため必要があるとき

(事故等に対する措置)

第15条 利用者は、次の各号に掲げる場合は、ただちに、管理者に届出なければならない。

- (1) 駐車場において事故を起こしたとき
 - (2) 駐車場の施設、器物、又は車両を滅失、き損、又は汚損したとき
 - (3) 車両に異常を発見したとき
 - (4) 駐車場において、事故又は犯罪行為を発見したとき
- 2 管理者は、前項の届出があったとき、又は前項各号に掲げる事実を発見したときは、速やかに必要な措置をとるものとし、利用者はこの措置に協力するものとする。
- 3 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがあるときは、車両の移動その他必要な措置を講じることができる。

第3章 駐車料金及び算定等

(時間制駐車料金)

第16条 時間制駐車料金は、車両1台につき次の表のとおりとする。

時間区分	料金の額
【普通時間】 午前7時から午後7時まで	入庫時より2時間無料 [1回限り] ※注1 以後、駐車時間30分(30分未満は30分に切り上げる)につき 金 300円
【夜間時間】 午後7時から翌日の午前7時まで	駐車時間30分(30分未満は30分に切り上げる)につき 金 100円 但し、最大料金は1終夜当たり 金 500円 以後繰返し有

(消費税込)

※注1：入庫時より2時間無料の適用については、入庫時間が普通時間区分であった場合の初回普通時間料金にのみ適用。普通時間区分から夜間時間区分にまたがる場合、夜間時間料金には適用しない。また、夜間時間区分からの入庫の場合、夜間時間料金には2時間無料は適用されず、夜間時間区分経過後の初回普通時間料金において適用する。

(時間制駐車料金における駐車時間)

第17条 時間制駐車料金を算出するための駐車時間は、入庫の際に駐車券に印字された時刻から出庫の時刻までの時間とする。

2 駐車料金が前条の普通時間区分又は夜間時間区分にまたがる場合については、それぞれの時間区分ごとに料金を計算する。

(J Aあいら本所・国分支店利用者に対する特例規定)

第18条 J Aあいら本所・国分支店利用者の時間制駐車料金は、普通時間中（午前7時から午後7時まで）は、駐車料金を免除するものとする。但し、入庫から2時間を超える利用の場合は対応部署職員に駐車券を提示し申請する。職員は駐車時間及び目的などを確認の上、申請された駐車券を割引ライターに通し、利用者は承認印が印字された駐車券で出庫することで駐車料金を免除するものとする。

2 駐車時間が夜間時間区分を含む、又は24時間を超える駐車の場合、事前に管理者の許可を得た場合を除き、駐車料金の免除は適用されないものとする。

3 前項の規定に関わらず、管理者の認める場合、駐車料金を免除することができる。

4 本条の規定は、第16条及び第17条第2項の規定に優先するものとする。

(不正利用者に対する割増金)

第19条 時間制利用者（ICカード利用者以外の利用者をいう。）が、不正な方法により所定額の駐車料金の全部、又は一部の支払を免れたときは、駐車料金及び免れた金額の2倍に相当する割増金を徴収する。

(駐車券の紛失)

第20条 利用者が駐車券を紛失した場合、管理者は利用者に対し原則7,000円を請求するものとする。但し、ビデオ録画の記録、その他の方法で確認ができる場合はこの限りでない。

2 紛失した駐車券が後日発見され、紛失から1ヵ月以内に管理者へ届出されたときは正規の料金を計算し、返金にかかる手数料等を控除の上、返金するものとする。

(ICカードの利用)

第21条 当組合役職員においては役職員証（ICカード）を使用した入出庫を行うものとし、駐車料金については免除するものとする。

2 前項に限らず、事前に管理者の許可を得た場合においては、利用者へICカードの発行・貸与を行い、これによる入出庫を認めるものとする。駐車料金については個別に管理者が決定するものとする。

第4章 引き取りのない車両の措置

(引き取りの請求)

第22条 利用者が予め管理者への届出を行うことなく第6条に規定する期間を超えて駐車を続けた場合、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求できるものとする。

2 前項の場合において、利用者が車両の引き取りを拒み、若しくは引き取ることができな

いとき、又は管理者の過失なくして利用者を確知することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証等に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができるものとする。この場合において、利用者は当該車両の引き渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

- 3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引き取りがなされないときは引き取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができることとする。
- 4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとする。

（車両の調査）

第23条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確知するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

（車両の移動）

第24条 管理者は、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知、又は駐車場にて掲示する。その場合、通知又は掲示から一週間後に車両を他の場所に移動することができる。

（車両の処分）

第25条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確知することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引き取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引き取りがなされないときは、催告をした日から3ヵ月を経過した後、利用者へ通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、引き取りの期限後直ちに車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対して通知し又は駐車場において掲示する。
- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとする。

第5章 損害賠償

（車両及び積載物等に関する免責）

第26条 管理者は、駐車場に駐車する車両、車両内に残置された貴重品又は車両の積載物や取付物等に関する盗難、紛失、その他の損害について、場内における一切の賠償の責を負わないものとする。

(免責事由)

第27条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物又は取付物等が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触、盗難、滅失、損傷、その他駐車場内における事故、利用者間の一切のトラブル
- (4) 車両の積載物、車内における物品、貴重品等の紛失、盗難による損害
- (5) 他の車両により出庫を妨げられたことによる損害
- (6) 駐車場の利用方法等に違反した利用による損害
- (7) 幼児、児童の駐車場内での遊戯等による事故
- (8) 第7条の規定による営業休止等の措置
- (9) 第15条の規定による措置

(利用者に対する損害賠償の請求)

第28条 管理者は、利用者の責めに帰すべき事由により、損害を受けたときは、その利用者に対して損害の賠償を請求するものとする。

- 2 利用者は、駐車場内での接触その他の事故により、他の駐車中の車両に損害を与えたときは、各当事者間で責任をもって解決しなければならない。

第6章 雑 則

(この要領に定めない事項)

第29条 この要領に定めない事項については、法令の規定に従って処理する。

(改廃)

第30条 この要領の改廃は組合長が決定する。

附 則 (令和6年9月1日制定)

この要領は令和6年9月1日から施行する。